

なかしべつちょうしょう とくせい おう
中標津町 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用
そくしん かん じょうれい そあん
の促進に関する条例（素案）

ぜんぶん
前文

ひ び く なか たが い し かんじょう つた あ
日々の暮らしの中で、お互いの意思や感情を伝え合うためにコミュニケー
ションはなくてはならないものですが、その方法は人によって様々です。

たと ちょうかく しょう ひと しゅわ ようやくひつき しかく
例えば、聴覚に障がいのある人にとっての「手話」や「要約筆記」、視覚に
しょう ひと てんじ おんやく しょう とくせい
障がいのある人にとっての「点字」や「音訳」など、それぞれの障がいの特性
おう たよう しゅだん
に応じた多様なコミュニケーション手段があります。

しかしながら、このような障がいの特性に応じたコミュニケーション手段
りかい りょう かんきょう せいび じゅうぶん すす い えんかつ
への理解や利用しやすい環境の整備は十分に進んでいるとは言えず、円滑に
コミュニケーションを図ることが困難であるがゆえに しょう しゃかいてきしょうへき
コミュニケーションを営むことが困難であるがゆえに 生じる社会的障壁が
げんじつ せんざい
現実に存在します。

こうした社会的障壁を取り除くためには、コミュニケーション手段の選択
りょう きかい かくほ ひつよう しょう ひと しょう とくせい おう
と利用の機会の確保が必要であり、障がいのある人の障がいの特性に応じた
しゅだん りょう たい ごうりてき はいりよ もと
コミュニケーション手段の利用に対する合理的な配慮が求められます。

ここに、しょう う む すべ ちょうみん しゃかい けいざい ぶんか
ここに、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が社会、経済、文化その
た ぶんや かつどう さんか なかしべつちょう めざ じょうれい
他あらゆる分野の活動に参加することができる中標津町を目指し、この条例
せいてい
を制定します。

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい しょう とくせい おう しゅだん りょう
第1条 この条例は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用
そくしん かん きほんりねん さだめ ちょう せきむなら ちょうみんおよ じぎょうしゃ やくわり
の促進に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を
あき しょう とくせい おう しゅだん
明らかにするとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の
りょう そくしん しさく すいしん とも まな とも はたら だれ
利用を促進するための施策を推進することにより、共に学び、共に働き、誰
こころ かよ きょうせいしゃかい じつげん もくてき
もが心を通わせることができる共生社会を実現することを目的とします。

ようご ていぎ
(用語の定義)

だい じょう しょうれい しょう ようご つぎ ていぎ
第2条 この条例において使用する用語を、次のとおり定義します。

- (1) しょう ひと しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はったつしょう
障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障
がいを含みます。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称
します。）がある人であって、しょう およ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき
日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいま
す。
- (2) しょう とくせい おう しゅだん げんご しゅわ ふく
障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 言語（手話を含みま
す。）、ようやくひつき てんじ おんやく ひつだん だいひつ だいどく じつぶつまた え ず ていじ
す。）、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆、代読、実物又は絵図の提示、
わ ひょうげん じゅうどしょう しゃよう い し でんたつそうち た しょう
分かりやすい表現、重度障がい者用意思伝達装置その他の障がいの
とくせい おう りよう しゅだん
特性に応じて利用される手段をいいます。
- (3) しゃかいてきしょうへき しょう ひと にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな
社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営
うえ しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん た いっさい
む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切
のものをいいます。
- (4) ちょうみん ちょうない じゅうしょ ゆう ひと ちょうない はたら ひとおよ ちょうない まな ひと
町民 町内に住所を有する人、町内で働く人及び町内で学ぶ人を
いいます。
- (5) じぎょうしゃ ちょうない じぎょうかつどう おこな ほうじん た だんたいまた こじん
事業者 町内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいいま
す。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう しょう とくせい おう しゅだん りよう そくしん しょう
第3条 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障
がいのある人が自らコミュニケーション手段を選択し、かつ、利用する権利
ゆう けんり せんちょう しょう うむ わ へだ
を有し、その権利は尊重され、障がいの有無によって分け隔てられること
すべ ちょうみん そうご じんかく こせい せんちょう あ きほん
なく、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本とします。

ちょう せきむ
(町の責務)

だい じょう ちょう ぜんじょう きほんりねん じじょう きほんりねん
第4条 町は、前条の基本理念（次条において「基本理念」といいます。）
たい ちょうみんおよ じぎょうしゃ りかい ひろ しょう ひと
に対する町民及び事業者の理解を広めるとともに、障がいのある人の
しゃかいてきしょうへき と のぞ しさく すいしん
社会的障壁を取り除くための施策を推進します。

ちょうみんおよ じぎょうしゃ やくわり
(町民及び事業者の役割)

だい じょう ちょうみん きほんりねん たい りかい ふか ちょう すいしん しさく きょうりよく
第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力
つと
するよう努めるものとします。
じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか ちょう すいしん しさく きょうりよく
2 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力する
つと しょう ひと しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつよう
よう努めるとともに、障がいのある人の社会的障壁を取り除くために必要
ごうりてき はいりょ おこな つと
かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとします。

しさく すいしん
(施策の推進)

だい じょう ちょう しょう とくせい おう しゅだん りよう そくしん
第6条 町は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進
つぎ しさく すいしん
するため、次の施策を推進します。
しょう とくせい おう しゅだん りかい そくしん かん
(1) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解の促進に関する
しさく
施策
しょう とくせい おう しゅだん ふきゅう かん しさく
(2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及に関する施策
しょう とくせい おう しゅだん りよう かんきょう
(3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境
せいび かん しさく
の整備に関する施策
ぜんかくごう かか じょうれい もくてき たっせい ひつよう
(4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な
しさく
施策

さいがい じ そ ち
(災害時における措置)

だい じょう ちょう さいがい た ひじょうじたい しょう ひと ひつよう
第7条 町は、災害その他の非常事態において、障がいのある人が必要な
じょうほう じんそく てきかく しゅとく えんかつ はか
情報を迅速かつ的確に取得し、円滑にコミュニケーションを図ることがで
ひつよう そ ち こう つと
きるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

（障がいのある人等の意見の尊重）

第8条 町は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するに当たっては、障がいのある人、障がいのある児童の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとします。

（障害者計画との関係）

第9条 町が障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、当該計画がこの条例の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにします。

（財政上の措置）

第10条 町は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行します。